宮城県後期高齢者医療広域連合規則第3号(平成19年3月28日)

宮城県後期高齢者医療広域連合運営連絡会議規則

(設置)

第1条 宮城県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の総合的かつ 円滑な施策の実施を図るとともに,広域連合と広域連合を組織する市町村(以下 「関係市町村」という。)との緊密な連携を図るため,宮城県後期高齢者医療広域 連合運営連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(構成員)

第2条 連絡会議は,広域連合長,副広域連合長及び関係市町村の長をもって構成する。

(会議)

- 第3条 連絡会議は,必要に応じて広域連合長が招集し,広域連合長がその議長となる。
- 2 連絡会議は,次の各号に掲げる事項について協議し,又は連絡調整する。

広域連合の重要な施策

後期高齢者医療制度に関する重要な事項

その他広域連合長が必要と認める事項

3 関係市町村の長は,やむを得ない理由により連絡会議に出席できないときは,当 該市町村の職員を代理として出席させることができる。

(意見の聴取等)

第4条 広域連合長は,必要があると認めるときは,協議する事項に係る関係者又は 専門家に対し,連絡会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き,又は必要な書 類の提出を求めることができる。

(協議結果の尊重)

第5条 連絡会議において協議が整った事項については, 広域連合長, 副広域連合長

及び関係市町村の長は、これを尊重して所掌する事務を処理するものとする。

(幹事会)

- 第6条 連絡会議に,広域連合の事務局長及び関係市町村の後期高齢者医療担当課長をもって構成する幹事会を置き,広域連合の施策その他広域連合長が必要と認める事項を協議し,調査検討し,又は連絡調整する。
- 2 幹事会は,広域連合長が招集し,広域連合の事務局長がその議長となる。
- 3 関係市町村の後期高齢者医療担当課長は,幹事会の内容を当該関係市町村の長に 報告するものとする。
- 4 幹事会の運営に関し必要な事項は,広域連合長が定める。

(平成20年3月・一部改正)

(記録)

第7条 広域連合長は,広域連合の職員をして連絡会議の概要,出席した関係市町村の長その他必要な事項を記載した記録を作成させるものとする。

(庶務)

第8条 連絡会議の庶務は,事務局企画財政課において処理する。

(平成20年3月・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか,連絡会議の運営に関し必要な事項は,広域連合長が連絡会議に諮って定める。

附 則

この規則は,平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第2号)

この規則は,平成20年4月1日から施行する。